

序章

策定にあたって

【背景と目的】

(1) 背景

●恵まれた自然と豊かな歴史に育まれた福岡

本市は、九州北部に位置し、糸島半島と海の中道に抱かれた博多湾に面し、背後には緑の山々が連なっています。有史以前から豊かな自然が人々をひきつけ、都市として発展してきました。本市が位置するこの地は、玄界灘をはさみ大陸と向き合うことから、古来、大陸に対する玄関口の役割を果たし、対外交流の拠点となってきました。海に育まれた歴史と文化を今に伝える様々な文化財が市内各地に残されています。

●海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市をめざして

本市は、昭和 62（1987）年に市が長期的にめざす都市像を示すために策定した『福岡市基本構想』において、「海」と「アジア」を都市像として掲げ、他都市に先駆けてアジアに開かれたまちづくりを進めてきました。平成 24（2012）年 12 月に改定した同基本構想では、都市像「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」の下に「海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市」を掲げています。本市固有の歴史や文化と融合した都市の魅力と多様な交流が、新たな価値を創造し、世界の人々をひきつけるまちづくりに取り組んでいます。



都市像と都市経営の基本戦略（福岡市基本構想 第9次福岡市基本計画）

●本市の文化財行政

本市の文化財行政が本格的に始まったのは、教育委員会に文化課が置かれた昭和 44 (1969) 年からです。その後、昭和 48 (1973) 年に「福岡市文化財保護条例」を制定、文化財専門委員会（現在の文化財保護審議会）を設置し、文化財指定を開始しています。条例制定から約 45 年、国や県との連携を図りながら、個々の文化財の保存活用を推進し、様々な成果を上げてきたところです。

さらに、観光立国や地方創生の推進が求められる現代社会においては、**一つ一つの文化財を大切に守り将来に伝えていくことに加えて、文化財を群として捉え総合的に観光やまちづくり等に積極的に活用していく取組**への関心が全国的に高まっています。本市でも平成 24 (2012) 年度に文化、文化財所管部署を、「経済観光文化局」に組織編成し、時代の要請に応えた積極的な文化財の保存活用を図ることとしています。

●文化財を取り巻く状況

本市は、人口減少・少子高齢化の時代にありながら、人口が増加している稀有な都市です。人口増加に伴い、建造物などの構造物が次々と更新されています。このような社会の変化は、地域コミュニティの変容（希薄化）を助長し、**地域の文化財の価値が認識されないまま失われてしまう恐れ**があります。さらに、地震などの大規模な自然災害は、人命はもちろん、これまで市民が築き上げてきた歴史や文化の存続にも危機をもたらすことがあります。文化財を将来にわたって継承していくためには、文化財の価値を地域全体で共有し、地域の誇りにつなげていくことが求められます。

また、**文化財の概念は多様化をみせており、守るべき対象も拡大**していることから文化財保護に関わる主体の拡大も求められています。

(2) 目的

本市の歴史や文化を守りつつ、文化財を観光やまちづくり等の資源としても磨きあげ、人々をひきつける都市にしていくためには、より多くの人々と本市の歴史文化や文化財の価値を共有し、文化財を守り活かしていく取組を推進することによって、積極的に社会に還元していくことが求められます。本方針は、地域コミュニティの変容や文化財概念の多様化などの文化財を取り巻く状況の変化に対応しながら、**多くの人々が参画し社会全体で将来にわたって文化財を継承し、都市のさらなる活力と魅力につなげていく**ために、文化財の総合的な保存活用の方向性を示すことを目的とします。

【文化財保護の定義】

●文化財とは

文化財保護法では、「文化財」を「わが国や地域の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」としています。「文化財」は、一般的には有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群といった類型別に指定された文化財を指すと受け取られがちですが、指定などの措置がとられているか否かに関わらず、本市の歴史や文化等の理解のために必要なすべての文化的所産を、広い意味で「文化財」と捉えることができます。

よって、本方針では、**本市の歴史や文化等の理解のために必要なすべての歴史的所産**を「文化財」と定義し、指定や未指定、類型の別を問わず、総合的に幅広く捉えるため、文化財保護法で規定される「有形文化財」等の類型に加え、複数の文化財類型を貫通する、あるいは内包される属性である「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」を、本方針における文化財の категорияとして用います。また、すでに文化財として認識されているものだけでなく、**時代や社会の変化とともに市民が将来に残し伝えていきたい文化財の範囲が広がっていくことを想定し**、「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」の3カテゴリーを核として様々な文化的事象を右下の図のように整理します。なお、法や条例にもとづき指定・登録の措置がとられている文化財は、「指定等文化財」と呼称します。

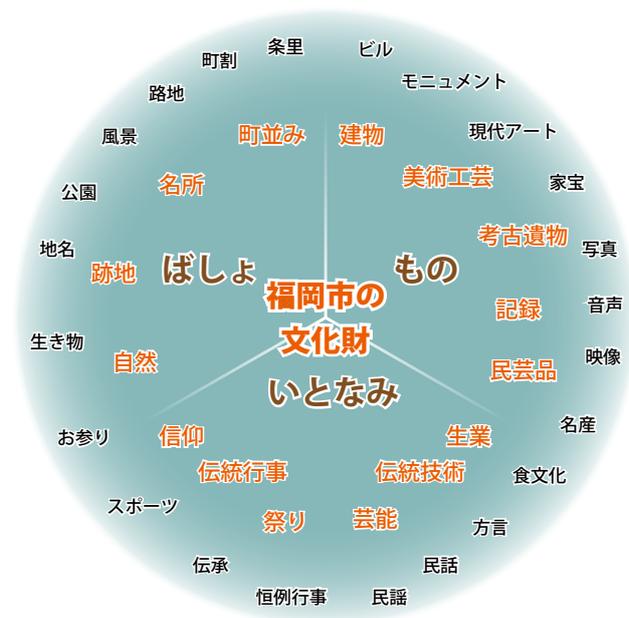
本方針における文化財とは

市民が過去から受け継ぎ、次世代に伝えたいと思う「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」

【文化財保護法上の類型】



【本方針の捉え方】



本方針における文化財の捉え方

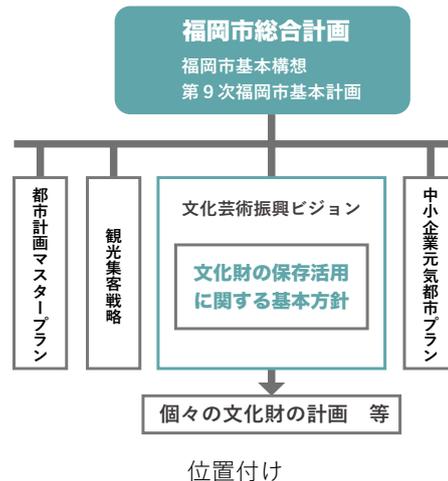
●文化財の保護とは

文化財の「保護」は、一般的には「保存」と捉えられることもありますが、文化財を保存するだけでなく、その存在を広く市民に知らせて価値を共有するために「活用」することにより、より一層文化財の保存・継承につなげていくことが必要です。

したがって、本方針では文化財保護の定義を分かりやすく示すため、文化財の「保護」＝「保存活用」とします。

【位置付け】

本方針は、福岡市基本構想・基本計画等、市が策定するマスタープラン、さらに「福岡市文化芸術振興ビジョン」を上位計画とし、まちづくりや観光、伝統産業の振興など関連計画等とも相互に整合を図りながら、本市の文化財の保存活用に関する方向性や取組を整理します。



◇福岡市基本構想 第9次福岡市基本計画

（平成24（2012）年12月策定）

- ・基本構想では、都市像「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」を設定し、「海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市」として、歴史と文化を通じた独自の魅力と多様な交流が新たな価値を創造し、世界中の人をひきつける都市を目指しています。
- ・文化財にかかる具体的な施策に関しては、「緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり」として、広く市民に親しまれている大濠公園・舞鶴公園の一体的な活用を図り、市民の憩いと集客の拠点づくりを進め、特に舞鶴公園については、歴史文化資源である「鴻臚館跡」と「福岡城跡」を活用した整備を進めることを明記しています。

◇福岡市文化芸術振興ビジョン

（平成20（2008）年12月策定）

- ・基本目標「文化芸術による、元気で、多彩な人々が集う街を目指して」の実現に向けて、「アジアを視野に、多彩な人々が集う文化芸術の振興」などを政策目標として掲げています。
- ・地域に継承される伝統文化や伝統芸能に関する取組についての支援、伝統工芸に関して伝統と芸術と産業の協働への支援等、「歴史資源、伝統文化や伝統工芸等による新たな魅力創出」を目指しています。

◇福岡市都市計画マスタープラン

(平成 26 (2014) 年 5 月策定)

- ・基本理念として「交流を育み、都市の成長を図る都市づくり」、「地域の特性を活かし、生活の質を高める都市づくり」、「自然環境と共生し、安全・安心な暮らしができる都市づくり」を掲げています。
- ・景観づくりの基本的な方針において、神社や寺院などを核とし、伝統や歴史を活かした景観形成を図る歴史・伝統地区を位置付けています。

◇福岡 観光・集客戦略 2013

(平成 25 (2013) 年 3 月策定)

- ・『世界No.1のおもてなし都市・福岡』の実現を目指して「誘客」、「MICE 振興」、「魅力づくり」、「観光の産業化」の 4 つの力点を設定しています。
- ・「魅力づくり」の戦略として「2000 年に及ぶ歴史資源の観光活用戦略」を掲げ、福岡にしかない歴史資源を磨き上げ、それらを巡る観光を提案することを明記しています。

◇みんなで応援！中小企業元気都市プラン

(平成 29 (2017) 年 12 月策定)

- ・地域経済や市民生活を支える伝統産業の持続的発展に資する施策として「伝統産業・技能の振興」を設定し、後継者の発掘・育成や認知度の向上を図ることを明記しています。

【対象範囲】

本方針では、市全域に所在する文化財の現状を踏まえ、市全域を対象範囲とします。

【構成】

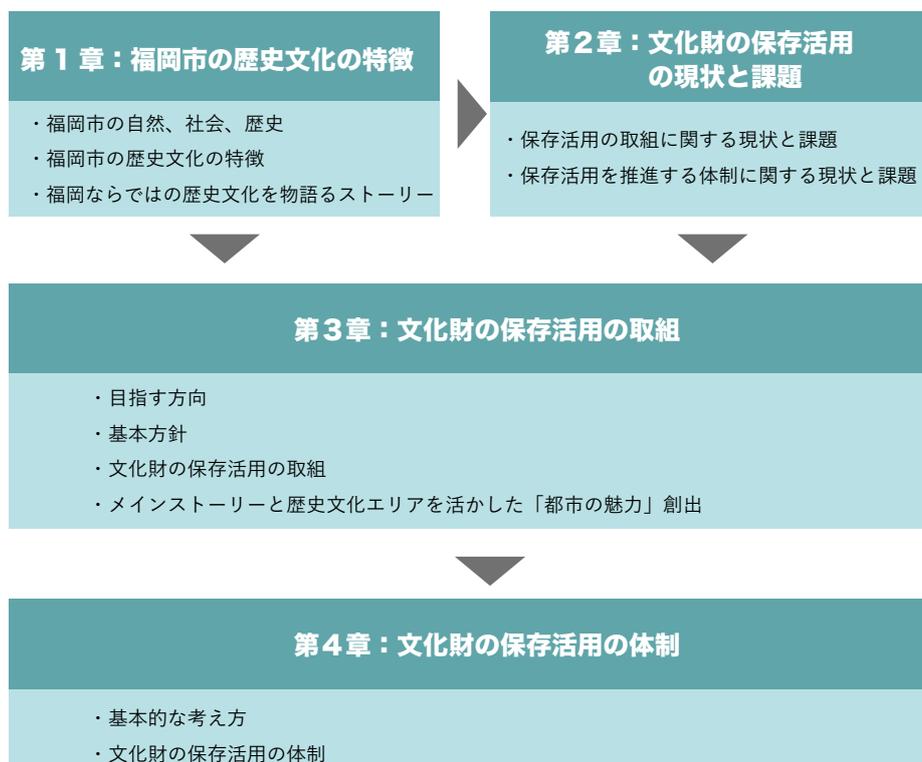
本方針は、4章で構成します。

「第1章 福岡市の歴史文化の特徴」では、本市の自然、社会、歴史環境を踏まえ、本市の魅力の源にもなっている福岡ならではの歴史文化の特徴を明らかにします。加えて、福岡ならではの歴史文化を広く多くの人々に伝えるため、その特徴をより具体的に分かりやすくまとめた「メインストーリー」や、ストーリーを体感できる「歴史文化エリア」を設定します。

「第2章 文化財の保存活用の現状と課題」では、文化財の保存活用に関わる本市のこれまでの取組を整理し、文化財の総合的な保存活用に向けた課題を明らかにします。

「第3章 文化財の保存活用の取組」では、本市が目指す文化財の保存活用の方向性と基本方針を掲げ、文化財の総合的な保存活用に向けた取組を示します。

「第4章 文化財の保存活用の体制」では、文化財の総合的な保存活用に向けて、文化財保存活用の推進体制について示します。



【基本方針の見直し】

本方針は、第9次福岡市基本計画（計画期間：平成25年度から平成34年度まで）等の上位関連計画との整合を図りつつ、適宜見直しを行います。

【策定に至る経緯】

本市の歴史文化の特徴を的確に把握し、市民に分かりやすく共感できる方針としてとりまとめるため、次のような作業を経て、策定を行いました。

●検討委員会

学識経験者、事業者、市民代表等で構成される「福岡市歴史文化基本構想検討委員会」を設置し、検討を行いました。

福岡市歴史文化基本構想検討委員会 名簿（敬称略、五十音順）

	氏名	専門	現職名
◎	有馬 学	歴史学	福岡市博物館 館長 九州大学 名誉教授
	伊藤 幸司	歴史学	九州大学大学院比較社会文化研究院 地球社会統合科学府 准教授
○	重藤 輝行	考古学	佐賀大学芸術地域デザイン学部 教授
	箕浦 永子	都市史 建築史	九州大学大学院人間環境学研究院 都市・建築学部門 助教
	宮岡 真央子	民俗学	福岡大学人文学部 教授
	山田 孝之	情報発信 市民代表	株式会社クラウドナイン 代表取締役
	于 曉琳	観光業	株式会社ミラクル・R 取締役

（◎は委員長、○は副委員長）

【オブザーバー】 福岡県教育庁文化財保護課

【関係課】 経済観光文化局 文化振興課、観光産業課、地域観光推進課
住宅都市局 都市景観室

福岡市歴史文化基本構想検討委員会の開催経緯

	開催年月日	検討事項
平成 29 年度第 1 回	平成 29 年 12 月 28 日	・骨子案の検討
平成 29 年度第 2 回	平成 30 年 3 月 29 日	・素案の検討
平成 30 年度第 1 回	平成 30 年 6 月 15 日	・素案の検討
平成 30 年度第 2 回	平成 30 年 11 月 1 日	・原案の検討
平成 30 年度第 3 回	平成 31 年 1 月 31 日	・原案の検討

●意識調査

平成 29 年度の「市政に関する意識調査」において、「福岡の歴史や文化財」についての市民アンケートを実施しました。調査は、市内に居住する満 18 歳以上の男女から無作為抽出法で抽出された 4,500 人に対して実施しました。文化財への関心度や認知度、市民活動への参加意向、文化財活用の望ましい方向性等について質問し、2,450 人から回答が得られました。

●ワークショップ

市内で活動する福岡市観光案内ボランティアガイドを対象に、「未来に伝えたい福岡の歴史・文化」をテーマとするワークショップを開催しました。

次世代に伝えたい・残したい本市の歴史や文化や、歴史や文化を活かした魅力ある街とはどんな街か、またどのような街にしていくために取り組むべきことについて、意見交換を行いました。

●シンポジウム

文化財を地域の活力や魅力につなげる様々な活動の成果と展望を紹介し、文化財の保存活用の未来を市民と一緒に考えていくため、シンポジウム「都市・古都・市民～文化財を地域力へ～」を開催しました。当日は、102 名の参加がありました。

シンポジウムでは、福岡市歴史文化基本構想検討委員会委員長の有馬学・福岡市博物館長による基調講演のほか、歴史ガイドボランティアの活動報告や、市民遺産・まちづくり・学校教育の分野での取組の紹介、さらに登壇者によるパネルディスカッションを行いました。

●アンケート

本方針の策定に対する市民意見聴取の一環として、「福岡市の文化財の保存・活用に関するアンケート」を実施しました。アンケートは、市内の文化財公開施設に設置するとともに、ウェブサイトで広く回答を募集しました。

その結果、文化財を確実に次世代に継承していくために、また、地域の歴史や文化の魅力を広く発信していくために必要な取組について、多くの意見が寄せられました。

●ワーキンググループ

経済観光文化局 文化財活用部文化財活用課・史跡整備活用課・埋蔵文化財課・埋蔵文化財センター、福岡市博物館学芸課・市史編さん室、福岡市美術館学芸課（部署名は平成 30 年度）において文化財の保存活用に従事する専門職員 12 名によるワーキンググループを組織し、方針の構成や文案等について検討を重ねました。